

令和2年度

次世代リーダー
育成道場

研修生募集要項

(改定版)



東京都教育委員会

令和2年度次世代リーダー育成道場研修生募集要項

現在、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が続いており、外務省は、次世代リーダー育成道場留学先予定国を含む世界の多くの国に対し、渡航中止勧告を発出しています。

この度の次世代リーダー育成道場研修生（第9期生）の募集は、留学開始時に現地の状況が改善していることを想定して行うものです。実際に留学に出発できるかどうかは、留学先国のビザ発給状況や研修生にとって安全・安心な留学生活が確保される状況等が整っている必要があります。したがって、状況によっては留学の中止（又は出発延期による留学期間短縮の場合）があることについて、御理解の上、応募してください。

1 求める人材

世界や日本の将来を担い、様々な分野において活躍する高い志や意欲をもち、次世代のリーダーとなることを目指して、国内研修及び海外留学で学ぶことを希望する生徒

2 募集人数

都立高等学校生徒、都立中学校生徒及び都立中等教育学校生徒 200 人以内

ただし、Aコース（令和3年3月下旬から約8か月間の留学）を希望する生徒 100 人以内

Bコース（令和3年8月から約1年間の留学）を希望する生徒 100 人以内

※ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、募集時期を延期したため、留学開始を3月下旬とし、留学期間を約8か月とする。

3 留学先

英語圏の国（カナダ、オーストラリア、ニュージーランド）

（Aコース：オセアニア地域、Bコース：カナダ）

なお、志願者が留学先の国や都市、学校を指定することはできない。

4 対象者

次の(1)及び(2)を満たす者

ただし、現在、都立学校に在籍しながら留学又は休学により海外で学習している生徒の応募は認めない。

(1) 都立高等学校、都立中学校及び都立中等教育学校に在籍する生徒のうち、以下の学年に在籍し、「5 推薦基準」に基づき校長が推薦する者

Aコース 都立高等学校第1学年から第3学年まで及び都立中等教育学校第4学年から第6学年まで

Bコース 都立高等学校第1学年、第2学年、都立中等教育学校第3学年から第5学年まで及び都立中学校第3学年

ただし、Aコースについて、平成14年4月2日以降に生まれた者、Bコースについては、平成15年4月2日以降に生まれた者

(2) 次世代リーダー育成道場（以下「育成道場」という。）の趣旨を理解し、学校の代表として使命感をもって修了までの全ての研修に参加できる者

5 推薦基準

次の全てを満たすと校長が判断する者

なお、校長は、志願する者に対して、面接等による校内選考を行うものとする。

(1) 心身ともに健康で在籍校での出席状況及び生活態度が良好である者

- (2) 学業成績が優秀であり、学校生活と本研修を両立できる者
- (3) 英語について、留学出発時までに CEFR B1 相当以上のレベルに高められる見込みのある者
(入校時に、CEFR A2 相当の英語力があることが望ましい。)
- (4) 協調性を有するとともに、学校行事や部活動、ボランティア活動等に積極的に取り組んでいる者
- (5) 育成道場の趣旨を理解し、全ての研修に目的意識をもって意欲的に参加することができる者

6 出 願

(1) 出願書類

ア 志願者

志願者は、下記の書類を作成し、校長が定める期限までに学校に提出する。記入は手書き・黒ペン書きとする。

(ア) 令和2年度次世代リーダー育成道場入校志願票・受検票(様式1)(以下「入校志願票」という。)

所定欄に写真(カラー・白黒のどちらでも可)を貼ること。

(イ) 令和2年度次世代リーダー育成道場自己PRカード(様式2)(以下「自己PRカード」という。)

(ウ) 志願誓約書

志願者は、書面を了承した上で、本人は署名、保護者は署名と捺印をすること。

※ 各様式は、次世代リーダー育成道場ウェブページ「令和2年度次世代リーダー育成道場研修生募集要項(改定版)」(PDF)を印刷して使用できる。

イ 学校

校長は、下記の書類を作成し、(2)に示す方法及び期限までに東京都教職員研修センター(以下「教職員研修センター」という。)に提出する。その際、志願者が学校に提出する入校志願票及び自己PRカードも取りまとめ、一括して提出すること。

(ア) 推薦書(様式3)

推薦者1名につき1通、推薦理由を具体的に記載し、所定の位置に公印を押印する。

(イ) 被推薦者一覧表(様式4)

学校ごとに作成し、所定の位置に公印を押印する。

応募者多数で欄が不足する場合は、行を増やして作成する。作成に当たっては、別途配布される Excel ファイルに入力し、印刷したものを提出する。併せて入力したデータを調査統計システムに提出する。

※ 被推薦者ごとに入校志願票、自己PRカード、推薦書をまとめ、被推薦者一覧表を一番上にして被推薦者一覧表の番号順に封筒に入れること。(次ページ図参照)

(2) 提出方法及び提出期限等

ア 郵送(簡易書留) 令和2年8月28日(金)午後5時必着

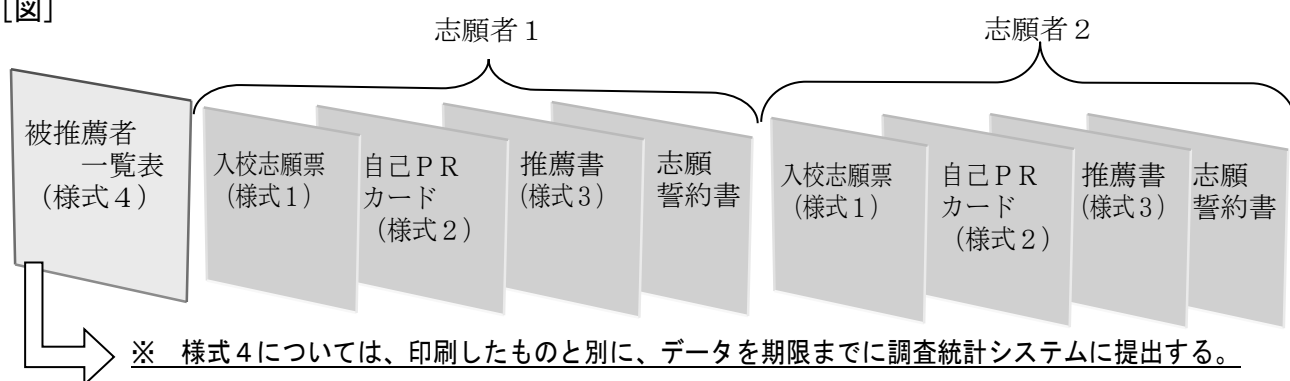
〒113-0033
東京都文京区本郷一丁目3番3号
東京都教職員研修センター 7階
研修部教育開発課長宛て (次世代リーダー育成道場出願書類在中と朱書)

イ 持参 令和2年8月28日(金)午後5時まで

教職員研修センター7階研修部教育開発課(人材育成担当)

ウ その他 いずれの場合も教職員研修センター研修部教育開発課長宛ての親展扱いとする。期日までに提出がない場合、期日後は受理しない。

[図]



7 受検票の送付

志願者の受検票等は、9月4日（金）（予定）に、東京都教育委員会から校長宛てに発送する。

8 選考

(1) 選考

東京都教育委員会が全ての志願者を対象に選考を行い、研修生を決定する。

選考は、面接（日本語・英語）、小論文（日本語）、英語筆記テストを総合した成績（総合成績）により行う。

なお、自己PRカード及び推薦書は点数化しないが、面接資料として活用する。

<選考日>

面接（日本語・英語） 令和2年9月19日（土）又は9月22日（火・祝）

小論文（日本語）及び英語筆記テスト 令和2年9月27日（日）

※ 時間の詳細については、別途連絡する。原則として選考日時の変更は認めない。選考日に学校行事や授業等がある場合は、被推薦者一覧表（様式4）の所定欄に記入すること。

※ インフルエンザ等学校感染症罹患等により受検することができなかった場合、後日、選考を実施する措置は行わない。

(2) 研修生の決定

東京都教育委員会は、総合成績順・コース別に研修生を決定する。

※ 選考の結果、基準点に達しない場合、不合格になる。

9 結果の通知

(1) 令和2年10月12日(月)に、東京都教育委員会から選考の結果を校長宛てに発送する。

(2) 志願者には、校長を通じて、育成道場研修生選考結果通知書を交付する。

(3) 合格者には、校長を通じて、育成道場入校届の用紙及び入校に係る書類を送付する。

10 入校手続

(1) 合格者

合格者は、校長を通じて育成道場入校届を受け取り、必要事項を記入し、合格者本人が所属校へ入校する旨を伝え、入校届を教職員研修センターに郵送で提出する。

提出期限までに、合格者から育成道場入校届が提出されなかったときは、入校の意思がないものとみなす。校長は合格者から入校する旨の申出がなかった場合、入校辞退の手続きを行う。

(2) 提出方法及び提出期限等

ア 郵送（簡易書留） 令和2年10月21日（水）午後5時必着

〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号 東京都教職員研修センター 7階 研修部教育開発課長宛て（次世代リーダー育成道場入校届在中と朱書）

イ その他 教職員研修センター研修部教育開発課長宛ての親展扱いとする。
期日までに提出がない場合、期日後は受理しない。

11 受講料等

(1) 研修生は下記の受講料を納付すること。

Aコース、Bコースともに80万円

この受講料は、留学に係る基本的経費（渡航費、滞在費、学費等）に充当する。

また、経済的理由により納付困難である場合、受講料の減額又は免除を申請することができる。住民税納付額等の基準や納付時期等の詳細については、入校後のオリエンテーションにて説明する。

(2) 事前研修等に要する交通費及び留学に係る基本的経費以外の諸経費（50万円程度）等は、自己負担とする。

なお、留学に際し、PCR検査、現地での自己隔離や帰国時の自己隔離等の費用が、別途かかることがある。

※ 諸経費：パスポート取得費用、ビザ申請料・ビザ取得関連費用、海外旅行保険基本契約以外の保険料、健康診断費用、予防接種費用、制服代、教材・教具費等

12 研修生資格の取消し等

(1) 合格後、校長から学校推薦を取り消されたときや、都立高等学校、都立中等教育学校又は都立中学校に在籍しなくなったときは、研修生としての資格を取り消す。

(2) 育成道場入校は、留学を保証するものではない。ビザの申請状況や学業成績、心身の健康状態などの事情等により留学ができない場合がある。

(3) 研修生として、東京都教育委員会やホストスクールをはじめとする現地関係機関からの指導に従わないなどの不適切な行動が見られた場合には、研修生としての資格を取り消すことがある。

13 その他

(1) 育成道場入校に際し、研修生及び保護者は、本事業の研修生としての規則等を記載した「次世代リーダー育成道場 規則と処遇」の同意書を提出する。

(2) 育成道場入校後、研修生は原則として全ての研修等に参加しなければならない。また、指示された全ての課題等を提出しなければならない。

(3) 報告書の提出、研修に関する連絡などで、電子メールを利用する場合がある。

(4) 育成道場入校後、研修生は、東京都を代表する生徒としてふさわしい態度と服装で研修に参加する。

(5) 留学先国及びホストスクール、ホストファミリーについては、研修生が提出するアプリケーション・フォーム、成績証明書等の資料に基づき総合的に判断して決定する。

(6) 本事業の成果検証の一環として、修了後も修了生及び学校にアンケート調査等への協力を依頼する。

(7) 本事業の業務の一部を東京都が委託する業者が事務局として担当する。

- (8) 留学前に、新型コロナウイルス感染状況が悪化した場合や、他の感染症、戦争、テロ、自然災害等が発生した場合、留学を延期又は中止することがある。また、留学中に同様の事態になった場合には、帰国の勧告又は命令を行うことがある。
- (9) (8)に示す事由等により、留学前又は留学中にAコース留学プログラムが中止になった場合、留学先国の変更及びBコースへの変更は認めない。また、A Bコースともに留学プログラムが中止になった場合、次期次世代リーダー育成道場への入校は、再受検及び合格により認める。
- (10) (8)に示す事由等により、A Bコースともに事前研修や留学プログラムが留学前又は留学中に中止になった場合、受講料が還付されない場合がある。また、受講料以外の自己負担の諸経費については補償しない。
- (11) 応募で提供された個人情報、選考の目的以外には使用しない。

14 問合せ

本事業の募集に関する問合せは、学校を通して受け付ける。

Q & A

【応募から留学まで】

Q 1 コースは、応募のときに決めなければなりませんか。

応募のときに、希望する留学コース（A又はB）を決めて出願します。ただし、入校志願票に第2希望を記入している志願者については、選考状況により、第2希望のコースで合格となることがあります。いずれかのコースのみ希望する場合には、第2希望欄の「希望なし」に○を付けてください。また、国籍を有する国からは、留学ビザが発給されないため、当該国を含むコースの選択は避けてください。

Q 2 留学のために英語の力はどの程度必要ですか。

海外での学習や生活を意義あるものにするためには、相応の英語力が求められます。目安として、応募のときに、CEFR A2 相当の英語力があることが望ましいです。事前研修や自己学習を通して、留学出発時までに CEFR B1 相当以上の英語力を身に付けるようにしてください。留学手続き時に英語力が不足する場合は、ホストスクールでの受入れができないことがあります。

Q 3 研修生に選ばされると、必ず留学できますか。

留学に当たっては、英語力、ビザ申請、在籍する高等学校等及び過去に在籍した中学校等を含む成績証明書、健康診断結果等の審査が済み、留学先国及びホストスクールから受入れを許可されてはじめて留学が決定します。研修生が留学できるかどうかは、こうした審査結果によるため、研修生になることにより留学が保証されるものではありません。また、事前研修の取組状況によっては、留学できないことがあります。

Q 4 事前研修は、いつの時期にどのくらい設定されるのですか。

Aコースでは11月から翌年3月まで、Bコースでは11月から翌年7月までの期間中、月に2～3回程度日曜日等を実施する予定です。また、事前研修の他に、オリエンテーションも実施します。両コースとも研修の回数・内容は同じです。

Q 5 研修の日と部活動の大会が重なった場合はどうすればいいですか。

原則として、全ての研修に出席することが求められます。ただし、校長の判断により、学校行事や部活動の公式戦の参加等を理由に研修の欠席を認められることがあります。その場合、事前に学校を通じて相談し、学校からの届出が必要です。欠席理由にかかわらず、後日課題の提出等が必要となります。

Q 6 「次世代リーダー育成道場 規則と処遇」とは、どのようなものですか。

研修生の安全や異文化への適応の促進のために設けられた規則等のことです。事前研修への出席や態度に関する事項や、留学中において現地機関や東京都教育委員会の指導に従うこと、日本の家族や友人との連絡を頻繁にとることを慎むこと、ホストファミリーへの感謝と敬意の念をもつことなどが記載されています。

【留学中について】

Q7 留学中、次世代リーダー育成道場からの課題はありますか。

留学中の研修生は、月に一度事務局を通じて東京都に留学状況を報告します。また、研修の一つである「ゼミナール研究」の論文も留学中に提出します。その他に、時間割や校外学習報告書の提出等があります。育成道場の課題以外に、在籍校の規定により、留学中の報告が必要な場合があります。

Q8 留学中のサポートはありますか。

留学中は、現地受入機関スタッフがメールや訪問などを通して、研修生の学校生活や家庭生活、課外活動等の相談にのっています。

Q9 留学中、研修生が海外へ旅行することや日本に帰国することは可能ですか。

研修生が安全に留学生活に専念するために、留学先国以外の国への旅行や日本への一時帰国は原則として禁止しています。

ただし、家庭の事情等による緊急帰国については、事務局に相談してください。

なお、自己都合による渡航日等の変更が生じた場合は、渡航費用等は自己負担となります。

Q10 留学中、日本の家族は留学先の研修生を訪問することは可能ですか。

異文化への適応を促進するため、家族や親戚、縁者が留学先の研修生を訪問することは慎むよう、規則と処遇で定めています。

Q11 留学に係る基本的経費以外の諸経費とは、どのようなものですか。

留学の準備として、パスポート取得費用、ビザ申請料・ビザ取得関連費用、海外旅行保険基本契約以外の保険料、健康診断費用、予防接種費用等が必要です。留学先では、制服代、教材・教具費等がかかります（50万円程度）。

また、育成道場では、オンライン学習や電子データによる課題提出等のため、コンピューターを使用します。

【留学後について】

Q12 休学して留学し、元の学年に戻ることはできますか。

生徒本人と保護者の希望に基づき校長が休学を許可した場合は、休学扱いで留学し、元の学年に戻る（1年間留年する。）ことも可能です。ただし、留学単位の認定制度の趣旨を踏まえ、留学前に学校と十分に相談する必要があります。原則として、留学前に校長が決定し許可した留学又は休学を後で変更することはできません。

Q13 留学扱いで留学した場合の単位はどのように認められるのですか。

単位修得の認定は、外国の高等学校で履修した内容を、日本の高等学校の教科・科目に対応させるのではなく、帰国後に、留学期間の全体をまとめて行います。留学によって認定される単位数は、在籍校がそれぞれ規定しています。

Q14 留学期間終了後、引き続き現地の大学に進学するなど、留学を延長することはできますか。

できません。研修生は育成道場の研修の一環として留学していますので、日本に帰国し育成道場の修了認定を受ける必要があります。